



2007年 11月1日発行

第 1 1 8 号

公認会計士 長谷川 佐喜男

(5) 株券の発行について

旧商法においては、定款に株券を発行しない旨を定めることができましたが、株券発行が原則でした。

しかし、株券の発行には費用がかかること等から実際には株券を発行していない会社も多くあり、このような中小企業の実態を踏まえ、会社法においては、株券不発行が原則となりました。

旧商法と会社法とで、原則と例外が入れ替わったわけです。

つまり、会社法では、定款に株券を発行する旨を定めた場合にのみ発行することができることとなりました。

ただし、株式譲渡制限会社については、定款に株券の発行を定めた場合でも、株主から株券の発行請求がある時までには、株券を発行しないことができます。

会社法施行時（平成 18 年 5 月 1 日）に既に存在していた株式会社は、定款に旧商法の規定による株券不発行の旨の定めをおいていない場合には、会社法の施行に伴い、定款に株券を発行する旨の定めがあるものとみなされます。

つまり、このような会社は、自動的に株券発行会社となり、株券を発行する旨が新たに会社の登記簿謄本に記載されています。

そこで、株券発行コストの削減や株券の紛失・盗難リスクの回避等から、株券不発行の株式会社とするためには、株券を発行する旨の定めのある定款を変更する必要があります。

この定款変更については、株主総会の特別決議（議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席したその株主の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う決議）のほかに、次の手続きが必要となります。

(1) 既に株券を発行している株式会社

定款変更の効力が生じる日の 2 週間前までに、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する旨等を公告し、かつ、株主及び登録株式質権者に対して各別にこれを通知しなければならない。

(2) 株券を 1 枚も発行していない株式会社

定款変更の効力が生じる日の 2 週間前までに、株主及び登録株式質権者に対して、一定事項を通知又は公告すればよい。